

I G L デイサービス信愛の郷

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 I G L デイサービス信愛の郷
- ・開設年月日 令和 5年 3月 1日
- ・所在地 広島県広島市南区本浦町8番39号
- ・電話番号 082-510-3370
- ・ファックス番号 082-510-3371
- ・管理者名 藤田 珠実
- ・利用定員 30人(1日型デイサービス・通所介護)
- ・介護保険事業所番号 3470110259(1日型通所介護・通所介護)
- ・営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・1月1日～1月2日
営業時間	月～土 8時00分～17時00分
サービス提供時間	月～土 8時30分～16時30分

- ・通常の送迎実施地域 広島市南区全域(似島、金輪島除く)、中区一部

(2) 事業所の目的と運営方針

当事業所の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持、並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るための、適正な介護サービスを提供することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[I G L デイサービス信愛の郷の運営方針]

- ◆ 「利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の人権を尊重し、人間としての尊厳を守りながら入浴、排泄、食事の介護その他全般にわたる援助を行うものとします」
- ◆ 「【隣人愛】を基本理念とした事業方針に基づき、利用者に「心の居場所」と感じて頂けるデイサービス作りを目指し、利用者お一人おひとりの生活の質の向上に資するサービスを提供します」
- ◆ 「事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます」

(3) 事業所の職員体制

〈主な職員の配置状況〉

職 種	人 数	業 務 内 容
管理者	1 名	当該事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います
生活相談員	2 名以上	利用者並びに家族との相談業務にあたり、利用者に良質の介護が提供できるように介護職員等を指導し、また関連の居宅介護支援事業所等や各関係機関との綿密な連携をとります
看護職員	1 名以上	利用者の健康を管理し、異常の早期発見、口腔機能向上に努めます
介護職員	5 名以上	利用者の介護全般にかかわり、自立支援に相応しい介護を提供します
機能訓練指導員	1 名以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために個別機能訓練を行います

2. サービス内容

- ① 1 日型デイサービス計画・通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）の立案
- ② 送迎：ご希望により、片道・往復の送迎を行います。前日までの電話連絡や送迎時間メモをお渡しすることにより送迎時間をお知らせし了解をいただきます。
- ③ 健康チェック
- ④ 食事サービス、栄養相談・指導
（食事時間） 11：50～12：50 料金：1食あたり720円
ご利用者の自立支援のため、デイホール（食堂）にて食事をとっていただくことを原則としています。
看護職員が栄養相談・指導に応じます。
- ⑤ 入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 排泄：排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑦ 機能訓練（生活機能向上のためのグループ活動実施・生活機能向上を目的とした訓練実施）：機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、利用者の理解と同意のもと、計画的に機能訓練を行い、効果、実施方法等の評価をします。
- ⑧ 口腔機能の向上：口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる利用者には、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して、利用者毎に口腔清潔、摂食・嚥下機能に関して利用者の理解と同意のもと口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスに関する内容の説明、定期的な評価等を行い、適切な時間に提供します。
- ⑨ 基本時間外事業所利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅サービス計画で定められた介護サービス利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑩ 緊急時の連絡先：緊急の場合には、指定していただいた連絡先に連絡します。
- ⑪ その他
* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護〔1 日型デイサービス〕サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。なお、詳細は別紙利用料金表のとおりです。

利用料金（＝（1）基本料金＋（2）その他の料金）

（1）基本料金（＝介護保険給付対象額）

（介護保険制度では、事業対象者・要支援・要介護の程度によって利用料が異なります。）

別紙、【I G L デイサービス信愛の郷 利用料金表】をご参照ください

集計結果により、若干の誤差が発生する場合があります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。担当の居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、当月利用の全事業所合計単位数から計算されますので、詳しくは担当の介護支援専門員へお問合せください。

（2）その他の料金（＝保険給付対象外）

その他の徴収項目及び金額につきましては、別紙、【I G L デイサービス信愛の郷 利用料金表】 その他の料金 をご参照ください。

（3）支払い方法

・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いは、原則、金融機関口座振替又は自動払込みでお願いいたします。（現金、銀行振込をご希望の場合は、別途ご相談下さい。）

■ 金融機関口座からの自動振替又は自動払込み（払込日は翌月 26 日 ※土日祝日の場合はその翌日）

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・広島県下各銀行・広島県下信用金庫・農協

（相談要） 窓口での現金支払、請求書記載の指定口座への振込み

4. 事業所利用に当たっての留意事項及び禁止事項

- 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられています。
- 送迎中の途中下車はご遠慮いただきます。
- 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵してはいけません。
- 指定した場所以外で火気を用い、寝具の上で喫煙してはいけません。
- 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすことをしてはいけません。
- 故意に事業所若しくは物品に損害を与えまたはこれらを事業所外に持ち出してはいけません。
- 所持品等を持ち込まれる場合は、必ずご記名をいただくとともに適正に管理してください。なお、紛失、破損について、当事業所は一切責任を負いません。
- 当事業所では、金銭・貴重品の管理は行っておりませんので、現金や通帳等の持ち込みはご遠慮ください。
- 金銭または物品によって賭け事をしてはいけません。
- 事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害してはいけません。
- 当事業所では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- 無断で備品の位置、又は形状を変えてはいけません。
- ペットの持ち込みは、禁止します。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、同一敷地内の事業所職員を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検（消火器）は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定 1 日型デイサービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

7. 高齢者虐待防止のための措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止に係る措置を適切に実施するための責任者は管理者を充てます。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ⑤ 事業所運営に当たっては、次に掲げる事項に留意します。

ア 組織運営の健全化

- (ア) 介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有します。
- (イ) 個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化します。
- (ウ) サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図ります。

イ 職員の負担やストレスへの対応

- (ア) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行います。
- (イ) 職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行います。

ウ チームアプローチ、職員間の連携

- (ア) 個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化します。
- (イ) 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化します。

エ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- (ア) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証します。
- (イ) 目標とする介護の理念を職員間で共有します。

オ ケアの質の向上

- (ア) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討します。
- (イ) アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得します。
- (ウ) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保します。

カ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施します。

- ⑥ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等関係機関に通報するものとします。

8. 身体拘束等

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得ます。
- 3 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討します。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備します。

9. 要望及び苦情等の相談

当事業所には相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、入り口付近に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。（別紙「苦情解決に向けて」参照）

○苦情受付担当者	生活相談員兼介護職員	楠本 奈津子
○苦情解決責任者	管理者	藤田 珠実
○苦情受付電話番号	082-510-3370	
○受付時間	毎週 月曜日～土曜日	8:00～17:00
○行政機関その他苦情受付機関		

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 (082)504-2183 ・ F A X (082)504-2136 受付時間 8:30 ～ 17:15
広島市・南区役所 厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市南区皆実町一丁目5番44号 電話番号 (082)250-4107 ・ F A X (082)254-9184 受付時間 8:30 ～ 17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 (082)554-0783 ・ F A X (082)511-9126 受付時間 8:30 ～ 17:15
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 (082)254-3419 ・ F A X (082)569-6161 受付時間 8:30 ～ 17:00

10. その他

当事業所についての詳細は、ホームページ（<http://www.igl.or.jp/>）や掲示板・パンフレットで確認いただけます。

サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 広島県広島市南区本浦町 8 番 39 号施
設名 I G L デイサービス信愛の郷
管理者名 藤 田 珠 実 印
説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所からサービス利用について重要事項説明を受け同意しました。

利用者(契約者) 住所 〒
氏名 _____ 印

※利用者(契約者)が署名(自書)した場合は押印不要

代 筆 者 住所 〒
電話番号
氏名
利用者との関係 (_____)

保証人(後見人) 住所 〒
電話番号
氏名
利用者との関係 (_____) 印

※保証人(後見人)が署名(自書)した場合は押印不要

緊急時等の連絡先：☐ 保証人 ☐ その他 (_____)
請求書及び領収書等の送付先：☐ 契約者 ☐ 保証人
☐ その他 (_____)

